

## 騒音規制法の規制基準

### (1) 特定工場等の規制基準

(昭和43年11月27日厚・農・通・運告示1号、改正：平成13年3月5日環告9号)

都市計画法に基づく 用途区域の区分	規制区域 区 分	規 制 基 準 ( d B )			
		朝	昼間	夕	夜間
		6:00～8:00	8:00～19:00	19:00～22:00	22:00～6:00
第1種低層住居専用地域	第1種	45	50	40	40
第2種低層住居専用地域					
第1種中高層住居専用地域	第2種	50	60	50	45
第2種中高層住居専用地域					
第1種住居地域					
第2種住居地域					
準住居地域	第3種	60	65	60	55
近隣商業地域					
商業地域					
準工業地域	第4種	65	70	65	60
工業地域					
注) 第2種区域、第3種区域または第4種区域の区域内にある学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館ならびに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、基準値から5デシベルを減じた値とする。					

#### 備考

(1) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

(2) 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号、改正平成13年3月5日環告9号]

特定建設作業の種類		種類に対応する規制基準				
		騒音の大きさ (dB)	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜、その他の休日の作業禁止
くい打機(もんけんを除く。)を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	85	第1号区域  午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域  10時間	連続6日以内	日曜日及びその他の休日
くい抜機を使用する作業	すべて					
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式を除く					
びょう打機を使用する作業	すべて					
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業					
空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が15kw以上					
コンクリートプラントを設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上					
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上					
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上					
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上					
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上					
備考1		第1号区域とは、騒音に係る規制区域のうち、第1種区域から第4種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域をいう。第2号区域とは、規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。				
備考2		騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。				

騒音の測定方法は、「特定工場等の騒音の測定方法」と同じ。